

連雀地区住民協議会 自主グループ認定要綱

昭和62年10月5日 制定

1. 目的

この要綱は、自主グループに連雀コミュニティ・センター利用の便宜を供することによってグループの育成・発展を図り、もって地域住民のふれあいとコミュニティ醸成を推進するために、自主グループの範囲と認定の手続き等を定めることを目的とする。

2. 自主グループの要件

自主グループとして認定する団体、サークルの要件は次のとおりとする。

- (1) 会員数は15名以上とし、(ただし、連雀地区住民協議会が主催した教室、講習会の受講生で構成するものはその限りでない。) かつ、会員の過半数が連雀地区住民協議会の構成区域内に居住していること。
- (2) 団体、サークルの代表者が連雀地区住民協議会の構成区域に居住していること。
- (3) 団体、サークルの規約および会員名簿を有すること。
- (4) 営利行為または営利を目的とする団体および個人に係する行為をしないこと。

3. 登録申請

自主グループとして認定を受けようとする団体、サークルは、登録年度の前年度3月末日までに登録申請書に規約および会員名簿を添えて事務局に提出しなければならない。ただし、年度途中においても登録申請をすることができる。

4. 登録審査

役員会において登録申請内容の審査を行い、登録の承認または不承認の審査結果を登録申請した団体、サークルの代表者に通知する。

5. 登録有効期限

自主グループ登録有効期限は、登録承認の時期にかかわらず登録された年度の末日とする。

6. 自主グループの義務

自主グループは、コミュニティの本旨に即した活動を行なうとともに、連雀地区住民協議会主催の主要事業に、要請があった場合には協力する義務を負う。

7. 登録の抹消

- (1) 自主グループが解散または要件に適合しなくなったときには、速やかに廃止の届出をしなければならない。
- (2) 自主グループが「連雀コミュニティ・センターの利用の決まり」に違反し、利用者としての義務および責任を履行しないときは、役員会の決定によって認定を取り消すことができる。

8. 経過措置

この要綱に基づく最初の登録申請の期限は、昭和62年12月20日とし、最初の登録有効期間は、昭和63年2月1日から昭和64年3月31日までとする。
ただし、昭和62年11月1日現在における従前の自主グループは、登録申請を省略(ただし、既に登録した内容に変更ある場合には届出しなければならない。)し、昭和64年3月31日まで自主グループの登録は有効とする。

付 則

この「連雀地区住民協議会 自主グループ認定要綱」は、平成9年3月3日(第164回役員会)に改定し、平成9年4月1日から適用する。